



令和2年度 岡山市PTA協議会 会員の皆様へ

# PTA総合補償制度のご案内

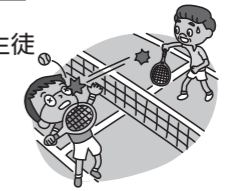
(PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険(・PTA管理者賠償責任保険・PTA児童・生徒賠償責任保険))

【保険期間：令和2年5月9日午後4時～令和3年5月9日午後4時 1年間】

## 傷害補償

PTA行事中に

園児・児童・生徒  
がケガをした



PTA行事に参加した

保護者が  
ケガをした



## 賠償責任補償

他人の財物を壊した  
(対物事故)



他人にケガをさせた  
(対人事故)



この総合補償制度は  
生徒・保護者・教職員の  
さまざまな事故を  
幅広く補償する制度  
です。

PTA団体傷害保険は、岡山市PTA協議会を契約者とし、岡山市内の幼稚園、小・中学校のPTA会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方を保険の対象となる方とするPTA団体傷害保険特約(B)セット傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は原則として岡山市PTA協議会が有します。

### お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店 **株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国・岡山支店 岡山支社**  
〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町2-11-19 岡山東京海上日動ビル1F **TEL.086-227-2273**  
(営業時間 平日9:00～18:00 (土・日・祝祭日休み))

●引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 担当課:岡山支店 営業課**  
〒700-8585 岡山県岡山市北区柳町2-11-19 **TEL.086-227-2852**  
(営業時間 平日9:00～17:00)

●指定紛争解決機関  
東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(ナビダイヤル) **0570-022808** (通話料有料)  
(受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで) (土・日・祝日・年末年始は休業)  
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに、傷害補償は30日以内に東京海上日動、取扱代理店または下記に記載する東京海上日動安心110番(事故受付センター)までご連絡ください。  
【事故受付センター】 **0120-119-110** (24時間365日対応)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

このパンフレットはPTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険の内容についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりませんが、PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険の内容について、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 岡山市PTA協議会幹旋 「PTA総合補償制度」へのご加入のすすめ

岡山市PTA協議会 会長 **福田 大輔**

近年、子供をめぐる環境は急激に変化してきており、過去では想像も出来なかったリスクが顕在化してきております。岡山市PTA協議会は、活動目標の中で掲げている'安心安全な社会環境づくり'の実現に向けて、時流に即したセーフティネットの構築を実現すべく、当年度より保険会社と連携し、制度改定を実施する事と致しました。新たな制度では、皆様の'安心安全'をお守り出来るような補償をご用意させて頂いており、必ずや皆様にお役立ち出来ると考えております。ご検討の上、ご加入賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 本制度取扱代理店および引受保険会社

〈取扱代理店〉  
**株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国  
岡山支店 岡山支社**

〈引受保険会社〉  
**東京海上日動火災保険株式会社**

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 本制度のお問い合わせ先

〈取扱代理店(幹事)〉  
**株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国・岡山支店 岡山支社**  
〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町2-11-19 岡山東京海上日動ビル1F

**TEL.086-227-2273**

〈引受保険会社〉  
**東京海上日動火災保険株式会社(担当課)岡山支店 営業課**  
〒700-8585 岡山県岡山市北区柳町2-11-19 TEL.086-227-2852

〈団体契約者〉  
**岡山市PTA協議会 TEL.086-223-2800**

このパンフレットは概要を説明したもので、詳しい内容については、上記のお問い合わせ先までお問い合わせください。

申込締切日

**令和2年3月31日(火)**

# 総合補償制度

## PTA団体傷害保険

本保険商品は、PTA行事に参加している間のケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)。お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等に内容をご確認ください。

### 保険の対象となる方(被保険者)

- ①PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒 ②PTA会員の同居の親族 ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方  
 ※上記①については、加入申込時にご提出いただく会員名簿等に記載されている方に限ります。(会員名簿等に記載のない方は補償の対象となりませんので、ご注意ください。)  
 ※保険期間の途中で上記①に該当する方に変更が生じた場合は、変更後の会員名簿等を岡山市PTA協議会にご提出ください。

### 保険金をお支払いする場合

PTAの管理下でPTA行事に参加している間\*1の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。

<例えば、次のような事故が対象となります>

- PTA主催のソフトボール大会で、ボールがあたってケガをした。
- PTA主催のバザーに参加した児童・生徒が転んでケガをした。



- \*1 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。
- \*2 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金お支払いの対象となりません。

### 【PTA行事とは】

この保険の対象となるPTA行事は、国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金お支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 保険金をお支払いする具体的事故事例

- ・PTA主催のバレーボール大会で転んでつき指をした。
- ・PTA主催の親睦会の帰路、搭乗していたバスが交通事故にあいケガをした。
- ・PTA主催の校外学習でいもほりを行った際、あやまって手を切って通院した。



### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

等

## PTA賠償責任保険

### 被保険者(補償を受けることができる方)の範囲

被保険者とは次の方をいいます。被保険者の範囲は、担保条項ごとに異なります。

担保条項	被保険者
管理者賠償責任担保条項	PTA
児童・生徒賠償責任担保条項	PTAの児童・生徒およびその親権者等の法定監督義務者

## NEW PTA管理下におけるPTA活動中の補償に限定せず、補償がなされます!! (児童・生徒賠償責任担保条項)

### 保険金をお支払いする場合

- (1)管理者賠償責任担保条項  
 PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。  
 ①PTA活動の遂行に伴う賠償責任  
 PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAが負担する法律上の賠償責任  
 ②保管物に係わる賠償責任  
 PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任
- (2)児童・生徒賠償責任担保条項  
 PTAの児童・生徒が、PTAの管理下・管理外を問わずに日本国内において第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAの児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

### 保険金をお支払いする具体的事故例

- ・PTA主催の海水浴で、責任者が監視を怠ったことにより児童が水死した。
  - ・PTA主催の運動会において借用して使用していたスポーツ用具を不注意で壊してしまった。
  - ・生徒が自転車で通学中、不注意により歩行中の幼稚園児に衝突し大ケガをさせた。
- ※こどもの起こした事故のすべてが対象になるわけではありません。親に監督責任の問題があるなど法律上の賠償責任を負担すべき場合のみ対象となります。



### 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任
- ・自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任
- ・被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任
- ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任

など



# 保険金額・支払限度額・保険料表

PTA団体傷害保険で選択したプラン番号と同様の番号をPTA賠償責任保険でもご選択頂くことになります。  
(例:PTA団体傷害保険でプランAをご選択された場合、PTA賠償責任保険のプランもプランAとなります。)

下記以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。(保険期間1年)

補償項目(1世帯あたり)		プランA	プランB	プランC	プランD	プランE	
傷害事故	死亡・後遺障害保険金額	50万円	100万円	150万円	150万円	200万円	
	入院保険金日額	500円	1,500円	2,250円	2,250円	2,250円	
	通院保険金日額	250円	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円	
	手術保険金	手術保険金のお支払い額:入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術) (注)傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。					
	保険料	世帯数 + 教職員数 ×	22円	55円	84円	84円	93円
賠償事故	管理者賠償責任担保条項	対人(免責金額1,000円)	1名につき	5,000万円			
			1事故につき	3億円			
	対物(免責金額1,000円)	1事故につき	1,000万円				
	保管物(免責金額5,000円)	1名につき	10万円				
		保険期間中につき	500万円				
児童・生徒賠償責任担保条項	対人・対物共通(免責金額0円)	1事故につき	30万円	100万円	1,000万円	5,000万円	1億円
保険料	園児・児童・生徒数 ×	91円	166円	241円	293円	316円	
合計保険料							

## 団体割引25%

ご加入者数が5万人を下回った場合には、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。  
詳細につきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

### 〈合計保険料計算表〉

プラン	PTA団体傷害保険			+	PTA賠償責任保険			合計保険料
	保険料	PTA世帯数 + 教職員数			保険料	園児・児童・生徒数		
プランA	22円	×		+	91円	×	=	
プランB	55円	×		+	166円	×	=	
プランC	84円	×		+	241円	×	=	
プランD	84円	×		+	293円	×	=	
プランE	93円	×		+	316円	×	=	

保険期間 令和2年5月9日午後4時～令和3年5月9日午後4時 1年間

ご加入方法 ・同封のゆうちょ振替用紙に所定の項目をご記入のうえ、お近くの郵便局よりお振替ください。

・加入申込締切日は、令和2年3月31日(火曜日)です。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。】

### この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み:この商品は、傷害保険普通保険約款にPTA団体傷害保険特約等を、賠償責任保険普通保険約款にPTA特約等をセットしたものです。
- 保険契約者:岡山市PTA協議会
- 保険期間:令和2年5月9日午後4時から令和3年5月9日午後4時まで1年間
- 募集期間:令和2年2月1日から令和2年3月31日まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者:岡山市PTA協議会の単位PTA
  - お支払・手続方法:各単位PTAごとでの全員加入ですので、各単位PTAごとにご加入を決定します。  
ご加入決定後、保険料のお支払いは各単位PTAごとにご加入時におけるPTA会員の世帯数(教職員数)に基づいて、岡山市PTA協議会にお振込みください。
  - 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、株式会社東京海上日動パートナーズ中国四国 岡山支店 岡山支社までご連絡ください。
  - 「全員付保方式」の場合、保険期間の途中でPTA会員の世帯数に変更が生じて、その増減に関わらず保険料の精算はいたしません。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(PTA団体傷害保険)

- 保険の対象となる方(被保険者):①PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒  
②PTA会員の同居の親族  
③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

※上記①については、加入申込時にご提出いただく会員名簿等に記載されている方に限ります。  
(会員名簿等に記載のない方は補償の対象となりませんので、ご注意ください。)

- ※保険期間の途中で上記①に該当する方に変更が生じた場合は、変更後の会員名簿等を岡山市PTA協議会にご提出ください。
- 保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。(傷害)
- ご契約開始の際、団体のご加入世帯が20世帯を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

(PTA賠償責任保険)

- 保険の補償を受けられる方(被保険者) - 管理者賠償責任担保条項:PTA、児童・生徒賠償責任担保条項:PTAの児童・生徒およびその親権者等の法定監督義務者

■保険料支払方法 - 指定の口座にお振込ください。

■加入手続方法 - 岡山市PTA協議会事務局へご連絡ください。

※園児・児童・生徒数が客観的にわかる資料をご提示ください。

### PTA団体傷害保険 補償の概要等

#### 【補償の内容】

PTAの管理下でPTA行事\*1に参加している間\*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方\*3がケガ\*4をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

\*2 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。

\*3 保険の対象となる方は次に掲げる方となります。

- ①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族の方
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

\*4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガについては保険金お支払いの対象となりません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(P6へ続く)



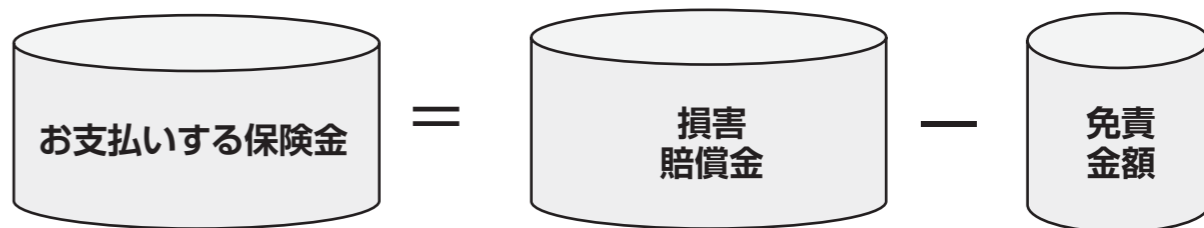
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
手術 保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用車をういて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院 保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	等

## 児童・生徒賠償責任担保条項

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金(国内のみ補償)	(1)管理者賠償責任担保条項 PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 ①PTA活動の遂行に伴う賠償責任 PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAが負担する法律上の賠償責任 ②保管物に係わる賠償責任 PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任  (2)児童・生徒賠償責任担保条項 PTAの児童・生徒が、PTAの管理下・管理外を問わずに日本国内において第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAの児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。	この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1)管理者賠償責任担保条項および児童・生徒賠償責任担保条項 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 等 (2)管理者賠償責任担保条項 ①被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任 ②自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 ④被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑤PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等 上記①～③は、PTA活動の遂行に伴う賠償責任にのみ適用されます。④は、保管物に係わる賠償責任にのみ適用されます。 (3)児童・生徒賠償責任担保条項 ①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ②被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ③自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等

## 保険金のお支払い方法

【損害賠償金】合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。(支払限度額が適用されます。)



【各種費用】原則としてその全額がお支払対象となります。(支払限度額は適用されません。)

ただし、争訟費用については「損害賠償金>支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。



## 用語のご説明(PTA賠償責任保険)

用語	定義
PTA	保護者と教職員で構成される団体をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、または児童・生徒の郊外における生活の指導もしくは地域における教育環境の改善・充実を図るため、PTA会員相互の学習その他必要な活動を行うものをいいます。
PTA活動	日本国内においてPTAがその目的にそって企画・立案し主催する学習活動または実践活動であって、PTA総会または運営委員会における決定などPTA会則(名称が何であるかを問いません。)に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。
PTA管理下	PTAの指導、監督または指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間を含みません。
保管物	PTAが、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。

## PTA賠償責任保険 補償の概要等

### 管理者賠償責任担保条項

	お支払いの対象となる損害	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金(国内のみ補償)	①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。) ③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用	(1)管理者賠償責任担保条項 PTA管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。 ①PTA活動の遂行に伴う賠償責任 PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAが負担する法律上の賠償責任 ②保管物に係わる賠償責任 PTA会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、PTAが負担する法律上の賠償責任  (2)児童・生徒賠償責任担保条項 PTAの児童・生徒が、PTAの管理下・管理外を問わずに日本国内において第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、PTAの児童・生徒および児童・生徒の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。	この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 (1)管理者賠償責任担保条項および児童・生徒賠償責任担保条項 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 等 (2)管理者賠償責任担保条項 ①被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任 ②自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 ④被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑤PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等 上記①～③は、PTA活動の遂行に伴う賠償責任にのみ適用されます。④は、保管物に係わる賠償責任にのみ適用されます。 (3)児童・生徒賠償責任担保条項 ①被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ②被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ③自動車、原動機付自転車もしくは航空機または船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任 等



## ご注意事項

### ◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

### ◆ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、のご案内の内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

### ◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### ◆保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### ◆ご契約の際のご注意

〈告知義務〉

申込書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

### 〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

### 〈通知義務〉

ご加入後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

### 〈他の保険契約等がある場合〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

### 〈保険会社破綻時の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(\*) )またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

## 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)PTA団体傷害保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】
 契約概要
 保険商品の内容をご理解いただくための事項
 注意喚起
 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

### 4 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

### 5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

### 6 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

【告知事項一覧】

★:告知事項

他の保険契約等\*1を締結されている場合はその内容が告知事項(★)となります。

\*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

### 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### 3 死亡保険金受取人

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

〔通知事項〕

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

\*1 解約日以降に請求することがあります。

\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載している保険の対象となる方の氏名(ふりがな)、所属、人数等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約



の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

## 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 死亡保険金受取人を保険の対象となる方の法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

## 3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

## 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票(被保険者票)はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票(被保険者票)が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票(被保険者票)が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票(被保険者票)とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。


## 5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡く

ださい。

- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・行事の主催者が発行するPTA行事参加中の事故であることを証明する事故証明書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
  - \*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

## 東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社	
保険の内容に関するご意見・ご相談等は《お問い合わせ先》にて承ります。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)	
 <b>0570-022808</b> <通話料有料>	IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

## <共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内	
www.tokiomarine-nichido.co.jp	
東京海上日動安心110番(事故受付センター)	
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ 「事故は119番・110番」	
 <b>0120-119-110</b>	受付時間: 24時間365日

## 東京海上日動火災保険株式会社

<2019年10月1日以降始期契約用>

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間           | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法      |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方      |   |

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

<2019年10月1日以降始期契約用>

## 【PTA団体傷害保険のみ】以下のサービスをご利用頂けます。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：  
・法律相談 :10:00～18:00  
・税務相談 :14:00～16:00  
・社会保険に関する相談 :10:00～18:00  
・暮らしの情報提供 :10:00～16:00  
いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く

 **0120-285-110**

## 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ご注意ください

- ・ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。

\*2 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。